

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和6年9月18日（水）

令和6年9月18日（水）午前10時00分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		高野 浩一
	飯島 孝也		小林真理子
	相沢 俊行		佐藤 浩美
	有賀 公子		萩原 哲也

○ 欠席した委員

委員 小野 公秀

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 平塚 悟

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

市長	鈴木 幹夫
代表監査委員	村松 泰彦
監査委員	青柳 好文
政策秘書課長	前田 政彦
総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊
会計管理者	辻 学
税務課長	飯島 泉
市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊

福祉総合支援課長	志村 裕喜
介護支援課長	町田 享子
子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子
観光商工課長	廣瀬 仁
農林振興課長	丹澤 英樹
建設課長	野田 一寿
教育総務課長	清水 修
生涯学習課長	小林 好彦
議会事務局・ 監査委員事務局長	中村 賢一

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 菊嶋 大地

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

認定第1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算
歳入 全款

[開会 午前10時00分]

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。

連日の委員会、ご苦労さまです。よろしく願いいたします。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おき願います。

なお、小野委員より欠席の申出がありましたので、ご承知願います。

なお、青柳委員は監査委員席のほうに着いておりますので、ただいまの出席委員14人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） 皆様、連日の会議、大変お疲れさまでございます。

昨夜は中秋の名月ということで、十五夜さんでありました。皆さんご承知のとおり、旧暦の8月15日に秋の収穫、実りに感謝を申し上げるところで始まったということで

ありますが、暦という部分で、甲州市在住の国立天文台にお勤めになられています柴田先生ですね、いらっしゃいます。市の事業にも積極的に参加していただいておりますので、議員各位、また当局の皆様方におかれましても、先生のご活躍、ご注視していただければなというところであります。

さて、本日から令和5年度の決算審査、始まってまいります。これまで議会改革の一環で議会運営委員会を中心にこの予算決算常任委員会の運営方法を見直してまいりました。今回の決算認定においては、これまでの特別委員会と違い、各常任委員会、分科会を設けての十分な時間を設けて審査をしていただくこととなります。そしてまた、来年度、令和7年度に向けて、議会からの政策の提言、提案というものをしっかりと出していきたいと思っておりますので、議員間での討議、そして合意に向けた議論の流れをしっかりとつくっていただきたいと思っております。その上で、丸山委員長、そして各分科会の委員長にはご足労をかけるかと思っておりますが、慎重審査のほどよろしくお願い申し上げます。

また、市当局の皆様方におかれましては、この決算委員会に向けて資料の提供、そして十分な説明を行っていただいております。実りある決算の審査を行ってまいりたいと思っておりますので、質疑応答等、明快な答弁をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶いたします。

- 委員長（丸山国一君） ありがとうございました。

開 議

- 委員長（丸山国一君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において当委員会に審査を付託された認定第1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算のうち、9月11日の予算決算常任委員会前期において審査を分担された歳入全款についての審査を行います。

市長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 初めに、市長が見えておりますので、ここで挨拶を受けます。
鈴木市長。
- 市長（鈴木幹夫君） 皆さん、おはようございます。

9月半ば過ぎても非常に暑い日が続いております。今日も多分午後には相当の温度に上がるのかなと思っております。ご挨拶いたします。

今日は、令和5年度の決算の審査に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日の一般会計歳入の審査から5日間にわたりまして、令和5年度の決算の審査をいただくわけですが、私以下職員一同、一丸となって、常に健全な財政運営を意識しながら、また努めてまいったわけでありまして。本年3月の定例会より、予算決算常任委員会が設置されまして、また、その分担された分科会のご審議をいただくことになっております。丸山委員長、矢崎副委員長をはじめといたしまして14名の委員の皆さんにこれから審査をいただくわけですが、先ほど平塚議長のほうからもお話がございましたが、大変お忙しい中ですが、皆さんにご苦勞をかけますが、慎重審議をいただく中で、ご認定をよろしくお願い申し上げたいと思います。

簡単でございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（丸山国一君） ありがとうございます。

なお、監査委員では、村松代表監査委委員、青柳監査委員の出席もいただいております。ここで市長は退席をいたします。

（市長 鈴木幹夫君退席）

- 委員長（丸山国一君） 席替えは当局はよろしいですか。大丈夫ですね。

（「大丈夫です」と呼ぶ者あり）

認定第1号

- 委員長（丸山国一君） それでは、認定第1号 令和5年度甲州市一般会計歳入歳出決算のうち、歳入全款を議題といたします。

事前に詳細な説明はいただいておりますので、まずこれより質疑を行います。

初めに、質疑の通告がありますので、通告を優先させていただきます。

通告者、佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 順番ではなくていいですか、もう14款にいつてしまつて。
- 委員長（丸山国一君） 通告のある順番でやってください。
- 委員（佐藤浩美君） それでは、お願いします。

14款1項1目をお願いします。すみません、飛んでしまつてそこに行くので、申し訳ありません。よろしくお願い致します。

市民バスの運行使用料についてでありますけれども、資料をご準備いただきまして、ありがとうございます。この資料において、昨日追加でデマンドバスも頂いたんですけれども、まず確認したいんですけれども、乗車人数表の中の人というのは、例えばフリーパスで塩山代替バスと大菩薩線のフリーパスで70歳以上のところが4,730と書いてあるんですが、これはフリーパスだから、何回乗っても2万円なり、1万円なり5,000円なりの、70歳だから5,000円ですかね。その中に収まる形でフリーパスを持っていらっしゃると思うんですけれども、その方が例えば10回乗ったら、この4,730の中の10に数えられる、そういう延べの人数ということでもいいですか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

- 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。

よろしいですか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

これ延べ人数だと思うんですけれども、だから、フリーパスを持った人が10回乗ったら10ということで数えるから、例えばこれは4,730と書いてあっても、1人の人が何回も乗っているというふうに思われます。そういうふうに見ていくと、何人の人がバスを本当に利用しているのかというのは数字では分からないんですけれども、この資料の運賃収入の右下を見ると、収入の合計が1,192万6,596円が収入の合計ということになるわけです。それに対して、後ろのほうの歳出を見ると、市民バス代替バス運行費が1億3,121万円となっています。もちろん市民バスですから、採算とかということを優先するよりも、市民の福祉、市民生活、福祉の向上というところで市民バスというのはあるというふうに思いますけれども、それにしても利用者数の利用料が少ないのではないかというふうに思います。

利用者数を増やす取組が求められていると思うんですけれども、どういう工夫をしたのか。例えば委託業者が乗車率向上のためにどういうふうな工夫をしてこの結果になっているのかということを知りたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） 委員の質問にお答えいたします。

まず、質疑ということでしたのでいただいた決算額の内容について、まずは説明をさせていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

詳細な市民バスの使用料とか運賃収入につきましては、この提出してございます資料をご覧ください。

決算の概要と少し並びが違いますが、資料の下段の運賃収入の塩山代替バスは、塩山市内を走行する5路線のバスとデマンドバスの運賃が合計されております。路線バスの降車時に現金及びICカードで払われるもの、それから、市民課の窓口で販売しておりますワンデーパス券、市民バス、デマンドバスの回数券とフリーパス券、デマンドの車内で支払う現金と販売する回数券を合計して638万6,676円でございます。

甲州市縦断線分の使用料につきましては、バス内の収入のみを入金しております。131万9,340円でした。

甲州市地域バスの運賃につきましては、バス内で支払われたもの及び勝沼支所窓口で販売した回数券とフリーパス券の分で422万580円の収入でございました。

バス運賃は、障害手帳所持者、小中学生や生活保護の方などの減免の措置やフリーパス券の年齢区分など、各種割引設定がされております。運賃収入と利用者数は必ずしも一致はいたしません、市営バスの延べ利用者数は7万2,180人、デマンドバスは、次ページです、1万4,939人にご利用をいただいております。

先ほど委員のおっしゃられた利用者のほうが少ないのではないかというお話なんです、申し上げたとおり、減免措置をされている方たちもいらっしゃいますので、必ずしもこの収入の金額が利用者数に反映しているものではないと考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 減免の方ももちろん福祉的な意味を持っているので、多いというふうなことは十分理解をいたしますけれども、この乗車人数というところを見ても、デマンドバスのところを見ても、どうなのかなという気がとてもするわけですが、乗車率向上のための工夫などもされてこの結果になっているのか、収入がこれだけということについてはどのようにお考えか、これを聞いてもいいですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

乗車率の向上という点では、ご高齢の方たちがお集まりになる集会などに出向きまして、デマンドバスの利用を促進するというか、利用方法などをお知らせすることを今後考えておりますので、そのような形でデマンドバスのご利用を促進していけたらと思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

私の一般質問と関わるのですけれども、やっぱり勝沼のほうの乗車人数を見ると、観光客というほうが多分多いんだろうなというふうに見受けられます。なぜかという、例えば乗車人数の合計でも、上のほうの塩山代替バスに対して勝沼の地域バスが2,643人ということですので、勝沼のほうが人口比に対して多いのかなという気がします。これは多分、観光客の利用している方も多いのではないかとというふうに想像されるわけですが、生活の足として勝沼や大和にもっとデマンド型の交通が導入されれば、利用者の利便性も向上して利用者の数も増えるのではないかとというふうに思われるのですけれども、いかがでしょうか。それは、やっぱり市民が空気を運んでいるバスという、市民の税金使ってやっているんだからということで、その利用者の数に対してちょっと不信感を持つということもあると思いますけれども、勝沼、大和のほうに広げるということで、この乗車人数を増やすというようなことはいかがでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 決算の審議ですから、それは要望程度にして収めてください。
- 委員（佐藤浩美君） では、強く要望いたします。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 次に、シェアオフィスの使用料についてを佐藤委員、そのまま続けてください。
- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

シェアオフィス甲州の使用料の決算額の内容についてというところなんですけれども、これも資料を用意していただきました。コワーキングスペース、サテライトオフィスの利用とも利用が増加して、大変喜ばしいことであるとは思いますが。

伺いたいのは、サテライトオフィスは起業のお試しオフィスとしての利用としてあるのか、資料ですね、5件の問合せがあって2件が利用しているということで、昨日頂いた資料を見ますと、6月にサテライトオフィス1万180円、2月に6万1,110円という、こう

いう収入があるわけですが、この利用のされ方はどのように利用されて、その方々がオフィスとして使われたのかということを伺いたと思います。

- 委員長（丸山国一君） 古屋勝沼支所長。
- 勝沼支所長（古屋勇司君） サテライトオフィスの利用の方法につきましては、6月も2月も企業の方がご利用いただいております。お部屋のほうが1階の会議室のスペースをご利用いただいている内容なので、企業等の打合せ、会議、執務等にご利用いただいております。詳細な内容につきましては、受付の申請時に会議とかというような項目で申請いただいておりますので、それ以上のことはちょっと分かりかねます。以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 2月の6万1,110円というのは、この使用料のところを見ると、15日以上30日以内が2万370円ということなので、ということは3か月使ったということ、2月のところで払って3か月分支払ったということなのかなというふうに思っていて、そうすると、企業の方が企業活動のために使われて、その後どうなったのかなということも気になるんですけれども、そのような使い方をされたかどうかは分かりませんか。
- 委員長（丸山国一君） 古屋勝沼支所長。
- 勝沼支所長（古屋勇司君） お答えいたします。

すみません、調定の件数で1件で6万1,110円となっているという件ですが、調定に対しての金額のほうまでの資料は手持ちにあるんですけれども、期日のほうがちょっと詳細ではないんですけれども、推測されるような形をご利用いただいております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） このコワーキングスペース、サテライトオフィスというのは、何のためにこれをつくったのかというね、そのことを考えると、やはりどういう使用のされ方をしている、それがどういうふうに甲州市の発展に寄与していくかということの、そういう関心を持ちながら貸していくということが必要だと思うんです。なので、そういう見方をやっぱりしていく必要があると思うんです。

それで、そういうことも含めて、もしかするとコワーキングスペースのほうも1日平均七、八人の使用なのかなというふうな感じもしますけれども、大体このくらいだというふうに、このくらいでまあまあなのかなというふうに思っているのか、それとももっと伸

び代があるというふうに考えているのか伺えればと思います。

- 委員長（丸山国一君） 古屋勝沼支所長。
- 勝沼支所長（古屋勇司君） お答えいたします。

部屋のスペースや開館の時間帯も併せると、まだ伸び代はあるかと考えております。なので、広報の仕方等につきましても、ご利用の方々に、ちょっと参考になるので新規で登録いただいた方々にどのような形でこのシェアオフィスをお知りになりましたかと聞いたことがありましたら、SNSを利用したような口コミだとかというようなこともお答えいただいております。広報以外、市役所の周知以外にも利用者同士の中のSNSとかでも周知があってご利用いただいたというようなことがありますので、そんなような呼びかけ等も有効だと考えておりますので、そういうお願いとかも引き続きしていきたいと考えます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） せっかくああいうものをつくって、使い勝手がいいと思うんです。会議室のところはコピー機もちゃんと置いてあるし、そういうものも使わないともったいないし、Wi-Fiもきちんとしているしということで、3か月、多分使ったのではなかろうかという企業が甲州市で起業をしていくね、自分で起業していくとか、そういうことを例えばサポートしていくとか、そういう有機的なつながりみたいなものも必要かと思います。そんなことももしかしたら含んで管理を外部に委託するということなのかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

先ほど勝沼支所長が申したとおりで、シェアオフィス甲州については、今年度、前も委員会のお話をして、昨日で指定管理者の施設の募集は締め切られ、2者から応募があったところでございまして、審査については10月3日に候補選定委員会の審査を経て、業者のほうを決めてまいります。12月には議案として提出してまいりますので、またご審議のほうをお願いいたします。

先ほど佐藤委員が言った3か月の方というのは、そこでチャレンジショップをされている桐山さんが3か月間、試験的に6万1,110円のサテライトオフィスをご利用いただいて、桐山さん自体は本市に住民票を移していただいて、事業所を本市に置いたということで、サテライトオフィス的な実績として1件ということで、うちのほうも勝沼支所と連携し

ながら取り組んでまいりますので、今後は指定管理業務とはなりますけれども、市として新たな起業、地域活性化に向けて取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ぜひそういうふうによろしく願います。どういう人がどういうふうな利用の仕方をしているかというところまでまなざしをしっかりとって、その方たちとの人的なつながり、交流をする中で、さらに発展をしていくように利用を促進していただきたいと思います。

この件は以上です。

- 委員長（丸山国一君） それでは佐藤委員、続きまして、レンタサイクル使用料についての質疑を続けてください。
- 委員（佐藤浩美君） 恐れ入ります。よろしくお願いいたします。

14款1項4目のレンタサイクルの使用料の決算額の内容についてということで、資料を頂きました。グラフもやっていただいたので、大変分かりやすく、ありがとうございます。

それで、2つほど伺いたいことがあります。それは、このグラフにさせていただいたので、昨年度、令和5年度の使用料、使用の件数がよく分かるんですけども、私たちはもしかしたらコロナが5類になって、観光客が多くなってレンタサイクルの利用も多くなったのかなと思っていたんですけども、この様子を見ると、全体的に下がっている傾向にあると。これをどう見ればいいのかということ、なぜ下がったのかなということ。私が考えたのは2つ要因があって、観光客全体が減っているのだろうか。それからもう一つは、バイクで飲酒運転というのは駄目になったので、それでバイク……

（発言する者あり）

- 委員（佐藤浩美君） 違いますか。
- 委員（佐藤浩美君） 何が。
- 委員長（丸山国一君） 飲酒運転ですから。
- 委員（佐藤浩美君） では、飲酒運転ということになってだったらいいですか。

（「います」と呼ぶ者あり）

- 委員（佐藤浩美君） なっています、かなではないですね。失礼しました。飲酒運転になるというふう認定されることになったので、それでバイクのレンタサイクルにも乗

れないということになって下がったのかなと、そういうことなんだろうかというふうにも思ったんですけども、観光客の全体との比較みたいなものは分かるのでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

一般質問で矢崎委員からの質問にございましたように、観光客につきましては、令和5年5月の5類から右肩上がりで、徐々には回復しております。令和4年度の実績が多い件につきましては、レンタサイクルぐるりんのスポーツタイプを30台、令和4年に導入しまして、それで多くなっております。令和5年度の、予定としたら多くなるのかなと思ったんですけども、今言った、佐藤委員がおっしゃったように、原因はちょっと分からない部分もあるんですが、ヘルメットの努力義務化と、あと飲酒運転の防止の啓発で、あとは猛暑などが影響しているのかなと思っております。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

来年以降も様子を見て、またその傾向について、このレンタサイクルが有効に使われているのかそうでないのかということも必要だと思います。

そしてもう一つ、勝沼支所に置いてあるバイクは、あまり利用がないようなんですけども、何台置いてあって、この利用の数になっているのかということは分かりますか。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） 今55台、塩山地区に設置をしております。勝沼支所につきましては、設置箇所が14か所あります。勝沼ぶどう郷駅は28か所、塩山駅は17か所ございます。

○ 委員長（丸山国一君） 設置箇所ではないのでは。

（発言する者あり）

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） 勝沼は14台置けるようになっています。

○ 委員長（丸山国一君） 古屋勝沼支所長。

○ 勝沼支所長（古屋勇司君） お答えします。

ちょっと今のものに対しての補足でありますけれども、勝沼支所敷地内には常時2台、また、季節によっては増やすというような置き方をされております。

○ 委員長（丸山国一君） ちょっと休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

自転車は移動しますので、同じところに返さなくてもいいことになっていますので、まず自転車の合計の件数は55台であります。あと、置ける個数は、塩山駅は17台、勝沼ぶどう郷駅は28台、勝沼支所は14台置けるようにはなっております。

傾向としましては、勝沼ぶどう郷駅で借りて塩山の駅に置く方が多いので、定期的にまともならないように、今、シルバー人材センターに委託しまして、金曜日の夕方、適正なところに置くように配置はしております。戻しております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） では、勝沼支所には常時2台置いてあるから、そのぐらいの利用を見て、大体2台で、季節によって、秋ぐらいには少し増やすみたいなのをしていると。あとの14台のあと残りの2台はどこかに保管してあってということでしょうかね。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員、ちょっと違うから、それはね。

- 委員（佐藤浩美君） すみません。

このグラフを見ると、勝沼支所のところがほとんど使われていないのではないかと思います、もし14台あるんだったら、無駄なことがあったら困るのかなというふうにも思ったんですけども、そうではないように使うように回しているというふうに理解してよろしいですか。

では、分かりました。レンタサイクルがより多く使われて、市内を観光客がたくさん歩いているところを見たいというふうに申し上げて、終わります。

- 委員長（丸山国一君） それでは、通告の質疑については以上でございます。

なお、資料請求等をいただいておりますので、資料請求を申し出ている委員については、できれば款の順に質問していただくと分かりやすいなと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、改めて質疑を行います。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 款の順でもなくて、資料請求したのではないんですけども、

ちょっとどうしても気になるので、ここから伺いたいんですが、22款の市債のところですが、初めに、22款1項9目臨時財政対策債なんですけど、この6,100万円は、国から示された起債の上限だったんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

臨時財政対策債、国から示された数字が6,102万1,000円でございますので、2万1,000円端数を切り落としまして、借入れをしておるところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） この臨時財政対策債、起債するかどうかは地方の判断に任されていて、しかし、起債しなかったからといって、地方交付税で元金分が入ってこないわけではないですね。なので、これを起債するかしないか、起債しなければ、その分、入ってきた分は、入ってきたときに自分たちの財源として使うことができるんですが、やはり甲州市の財源として、この臨時財政対策債は起債していかなければならない、令和5年度もそうだったということでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

実績報告書の34ページの9目のところにも記載をさせていただいておるんですけども、この臨時財政対策債というのは、本来であれば地方交付税で措置される分でございますので、国の財源不足等があるために起債を起こしてもいいよと、その分の後年度の償還等は交付税で見るといえるものでございますから、本市といたしましては、この分は常に起債を起こしているところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 国が足りないから地方で起こしてくれというのは承知しています。元金が本当に後年ちゃんとして入ってきているのかというのは、地方交付税で確認できるんですか。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

こちらにつきましては、地方交付税で後年度算入されていることは確認できております。

また、先ほどの委員の質問の中で、発行しなければ、当然その分の償還ありませんので、その分は当然算入はされない、それは当然でございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 算入されないわけではないというのを私読みまして、それが、ちょっと次の質問にいきます。

22款1項10目の借換債の償還延長のまず理由を伺いたいんですが、借換債の借り換えた後の残年数、残りの年数はどのくらいになるのかということと、あと満期一括なのか、定期償還なのかというところをお答えいただけますか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

この借換債につきましては、おおむね借入時15年で借り入れるものを10年で借換えするものでございますので、残りの期限は5年ということになりまして、元金一括の償還はない、また、5年での償還が始まるといったところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。据置期間はなしということですね。

この市債の発行であったり償還について、長期における資金の調達に関する指針等の定めがあるのでしょうか。追加ですみません、甲州市で、こういうふうに長期資金の調達をしていこうというような何か決め事はあるのでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

その年度における起債の借入れというものは、その年度における事業にもよりますので、計画的にこの金額だけ借り入れるというものではございませんので、その年度年度で一番有利な財源を確保するために借り入れているものでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 全国各地調べますと、例えば大分県の国東市で市の財政活動管理方針を条例化して、どういうふうに長期的に市の財政を考えていこうかというものをつくっています。あと、岐阜県の各務原市、こちらは資金調達の見直しをして、多分、

行政の皆さん、ご存じだと思うんですけども、利子を1億円減らしたと。どういうふうに残金を返していこうとか、とにかく先延ばしするのでなくて、早く繰上げ返済をするとか、そういう努力をした自治体です。

その中で読んだのは、臨時財政対策債を起債しなくても地方交付税として後に残金分は入ってくるということ、あるそうです。そこは認識が違うのではないかなというところもあったので、どういうふうに、私も間違っているのかもしれないですけども、そういうちょっと長期的に甲州市の財政計画、中長期財政計画はありますけれども、資金調達をどうしていくのかというところを1回考え直してみると、こうやって利子を1億円減らすことができれば、1億円分、何かに使うことができるので。こういうやり方もあるというので、ちょっと提案です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 実績報告書の29ページ、雑入の中で記載している5行目にコミュニティ助成事業助成金700万円というのがあるんですけども、この中身がちょっと分からないので、簡単でいいですから、説明をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

雑入、コミュニティ助成事業助成金の内容でございますけれども、まず、鈴宮寮で車を購入しております。その経費等です。上条の小型ポンプを購入しております。こちらに対するものでございまして、どちらも宝くじの交付金を活用したものでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 14款1項5目の住宅使用料、この実績報告書だと9ページです。こちらで、未済額が多い要因というのは何でしょう。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

住宅使用料の未済額が多いということ、その内容、どうして多いかということですか。こちらにつきましては、過年度分からの引継ぎ分が非常に多くて、なかなか過年度分の徴収というのは難しくなってきました。現年分においては、今、現年分を未収にし

ないというような動きもございますので、少し過年度分が残っているというような状況でございます。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。

過年度分1,633万2,000円、令和4年度の決算でこれだけあったので、現年分から徴収していこうということですね。これは不納欠損ということはないんですか、住宅使用料は。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

この住宅使用料につきましては、債権分類によりますと私債権になるので、不納欠損等できないものでございます。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） そうすると、入居者が死亡した場合というのは、もうどうしても払えない場合とか、そういう場合は不納欠損に、それもならないんですか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

当然、保証人、または引継ぎ、相続等もございますので、この私債権も引き継ぐ形になります。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 分かりました。

収入未済額が毎年ずっと繰り越されているので、今の家賃も払いつつ過年度もという、なかなか苦しいかと思うので、そのあたりは歳出のほうでまた伺いたいと思うんですけども、入居者さんの状況なんかも見ながら、このあたりは相談していったほうがいいのかと思います。

同じく14款ではないんですけれども、17款1項1目の財産収入、実績報告書だと25ページなんですけど、財産貸付収入の未済額も同じような理由なんですか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

財産貸付収入未済額、こちらにつきましては、市の土地を当然貸し付けておるんですけ

れども、滞納が発生したのが令和4年度の料金から発生してございまして、それまでは順調に来ていた事業がコロナで少し停滞してしまったということで、そこから未済が発生しているものでございます。現在も取立て等をしているわけですがけれども、なかなか事業がうまく回っていないということの中で、現在滞納というところになってしまっておるところでございまして。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、これ放置しておく、どんどん増えていくわけですよ。具体的にどこというのは聞いてもいいんでしょうか。それは答えられますか。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

一応、借主といろいろ話はしているところではございまして、分納の契約等もしているところではございます。本人にも働く意欲がないわけではなくて、商工会等のチラシ等にも積極的に掲載をしたりですとか、今は少し見守っているといいますか、当然、滞納が増えていかないように、こちらとしても交渉はしているわけですがけれども、本人の意思もございまして、少し今は協議をしている段階でございまして。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 大事な交渉だと思います。分納というのもまた大変苦しいときには助かるので、また事業がうまくいけば一括で払ってくれるかもしれませんし、事業がうまくいくようにサポートのほうもお願いしたいと思います。

ちょっと別件で、収入未済額について伺いたいんですが、13款2項3目と14款1項1目、実績報告書だと7ページ、8ページ、あとこの17款1項1目もそうなんですが、過年度分使用料とか過年度分という項目がないんですけれども、ここに記載がないだけで、過年度分としてはどこかに分類はされているんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

こちらは委員のおっしゃったとおり、過年度分の項目がないだけでありまして、過年度分の滞納ということになります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 2款3項1目の森林環境譲与税について、案分の基礎となる資料について頂きましたけれども、説明の資料を見ると、東京都の都有林とか入っていますけれども、実際に案分の基礎となる数字として使っているもの、この説明資料の中、黄色くなっているもの全てがその案分の基礎となるデータなんですか。ちょっとご説明をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

そちらは市の計画の中から抜き出したものでございまして、関係のない数字も入っているんですが、この中で実際に案分するとして使う私有林の人工林の面積というのがございます。市全体の私有林が4,274ヘクタール、そのうちの人工林が1,112ヘクタール、こちらが算定の基礎となるものでございまして、2020年の農林業センサスから引っ張った数字でございまして。

そして、もう一つ、算定の基礎となる林業従事者数、こちらについては66名ということで、これは令和2年度国勢調査ということで、どちらの資料についても県のほうから頂いたものでございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） すみません、頂いた資料で森林整備計画の中に盛り込まれている本市の森林面積の総面積ですとか、そういうものを書いてあるんですけれども、これという、項目でいいんですけれども、数字はもしかしたら林業センサスでしたっけ、センサスとは違うということなのかもしれませんけれども、基礎となるデータとしてはどれを、この資料でいうと人工林の面積とかいろいろありますけれども、どれになるかというのをお聞かせいただけますか。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

そちらでお渡しした資料にそのものずぼりが出ておりませんで、申し訳ございません。他市の数字とかも一覧になった資料でございましたので、そちらのほうを出させていたいたんですが、私、手持ちの資料で、先ほど申し上げた数字が算定の基礎になります。繰り返しになりますが、私有林の人工林の面積、算定の基礎の数字となっているのが

1,112ヘクタールでございまして、2020年の農林業センサスから引っ張った数字だということになっております。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 基本的なことを確認しますけれども、民有林の人工林というのは、この森林整備計画の説明等を見ると、ヒノキやカラマツとか、人が植えたものが人工林ということで、自然林ではなくて、民有林だとしても、所有するのが民間だとしても、その中でも人の手を入れたものという説明でいいんでしょうか、ヒノキとかカラマツとか、そういう植えたものが人工林という考え方でいいんでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

原則的にはそういう考え方でよろしいかと思えます。杉やヒノキ、要するに木材として使用するという目的で植林したもの、これを人工林と呼ぶという考えでよろしいかと思えます。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） それに林業従事者を加えて案分の基礎としていくということですね、分かりました。ありがとうございます。

続けていいですか。

11款1項1目の地方交付税の中で、今回、特例交付税で措置されているというふうにされている事業というのがありますけれども、これ資料を頂いているんですけれども、例えば地域おこし協力隊は甲州市が自ら手を上げて、その制度を活用してやっています。全てこの特例交付税、特交で措置されるものというのは、自ら手を上げた事業で特例で措置されるというものについての事業ということなんでしょうか。この一覧では、ちょっとその性格が分からない、どんな事業が、市自ら求めてやろうとしている事業と、もともと特交で措置されるものとしてされているものというもので分けると、この資料でいうとどういうふうになるんでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

資料につきましては、一応、主なものということでしたので、23項目を挙げさせていただいてございます。こちらがほぼこれが特別交付税で措置されている、これは国が事業を始めるとき等に財源は特交で見ますよといったもの、それは地域おこし協力隊であっ

たりというものでございます。その中で、この一応、報告額、算入相当額と言わせていただいているのは、本当にこの金額が特交で措置されているかというのが分からないのでこういう表現をさせていただいているところでございます。調査がございましたので、この算定に市がやっている事業があれば、申請ができるというものでございます。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 分かりました。

全国で特交の総額があって、それで地方交付税の総額の6%でしたね、94が普通で6%がと特交だということで、その中で割り当てられるというか、そういうことになると思うんで、こういう報告、算入相当分というふうにはしかできない、措置されているかどうかというのは正確には分からないということだと思うんですが、措置されるとして、自ら実施をしてやっている事業ということですね、これは全てね。市の意思として、特交で措置されるからということ、措置されるからというか、結果として措置されるんですけども、やるということで、意思を持ってやっているから、後で特交で措置されるということ、全てそういう性格のものということでよろしいですか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

新しい事業を始めるときに、特交で措置されるから事業を開始するという考えは全くございませんで、その事業が市として必要であるかどうか、ここはもう基本的なところでございます。現在この23項目、特交で約1億7,000万円、措置をされているであろうという数字。令和5年度の特交の決算額が約7億7,000万円、ですから、残りの6億円につきましては、その他の特殊財政事情というところで拾われているのかなというところがありますので。例えばこの地域おこし協力隊を倍やって、3,000万円が6,000万円になったからといって、全体の特交の額が7億7,000万円から8億円になるかということ、それは分からないといったところで、これは何度も説明しているとおおり、特交の仕組みでございませぬ。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） もう少し決算の審査というところに注目して質疑をしてください。内容の説明なんかも必要かもしれませんが、あくまでも決算の審査ということに着目をしてください。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） それでは、別の質問にさせていただきます。

14款1項1目の総務使用料で、先ほど佐藤委員も質問していましたが、シェアオフィス甲州について伺います。

非常にだんだんと利用者が増えていると思うんですが、先ほど利用者が増えているということの中で、目標ですね、この決算でいえば目標数字というのがあって、それに対して実績がどうだったのかということの評価はされているのでしょうか。今どういう状況なのかということの評価にもつながるかと思うんですが、目標数値みたいなものがある、それで実績としてどうなのかと。その評価はどうなっていますか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

特にシェアオフィス甲州の年間の利用者数、登録者数の目標は、今のところ定めてはございません。委員さん言うとおりコロナ明けから、委員さんも常にお使いをいただいております。人も増えてきますので、ここで指定管理制度を導入し、今まで以上の新たな視点という中でやっていこうと考えておりますので、今年度も昨年以上の伸びで利用されておりますので、今後また、指定管理が入るかどうかは議員さんのご議決もありますけれども、なつたと仮定した場合、新たな事業者さんと検討する中で、1階のさっきの佐藤委員さんが言われたとおり、コワーキングスペース、それからサテライトオフィス等の利活用についても活性化させていくべきであるかなとは考えておりますので、今後、ご期待をいただいて、答弁とさせていただきます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 順調に伸びてきて、それで指定管理制度を取り入れてバトンタッチをしていくということになると思うんですが、そうしますと、今まで市が直営でやってきたということ、今年度もやっていますけれども。市がこの現状でシェアオフィスとしてできることというのは今年度である程度終わって、あとは指定管理というところになっていくという評価として、指定管理を入れていこうということ、市がどの程度のこと、ここまでやったから、あとはこういうことを期待して指定管理に移していった、より利用とか、先ほどの創業支援とか、そういうことをしていこうというお考えがある、指定管理制度への移行ということですかね。そこら辺の考え方を聞かせてください。

- 委員長（丸山国一君） 決算の内容についてですから、今後どうのこうのと言われても、審査にならなくなってしまうので。その辺は要望程度にして、課長のほうも答弁するあれはないと思いますから。飯島委員、その辺は要望ぐらいにしてください。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 決算の実績が十分であるという評価をされていて、それで市の役割としてはここまでだという評価をされているのかということをお聞きして、それでつないでいくというところではどうなのかということをお聞きしたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

シェアオフィス甲州については、平成28年の地方創生の交付金を充て、1年間繰越しをして、30年の5月28日にオープンをさせていただきました。そのときの設置管理条例でも、初めから指定管理を目途にできる規定となっております。ようやくコロナも明けて、市としては二、三年のうちに指定管理に持っていきかけたんですけども、ここで6年たって、ようやくコロナも明けて利用も増えて、デジ田の交付金を使って利用者も増えているところで、ここでようやく当初の目的どおりに指定管理に出せるということは、市としてはやるべきことはやった、だからここで出すという気持ちでございますので、またご審議等をよろしく願いしていきたいと思います。

委員が言うとおりの、市としてはやって、新たにここでバトンタッチというそもそもの当初の目的どおりに、コロナの時期はありましたけれども、進んでいるのかなと政策秘書課としては考えております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 歳入の1款1項とか2項、大変徴収率が、収納率も大変高く、収納のほうもご努力がうかがえます。この99.47%であるとか99.06%、素晴らしい収納率ですね。現年度課税分も不納欠損になったりとか、滞納分も致し方ないところもあるのかなと思うんですが、ちょっと不納欠損になる傾向というのはどういう傾向があるのか、分析、こんな感じで不納欠損になる場合が多いですというようなものがあればお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

令和5年度につきましては、収納率につきましては、委員おっしゃるとおり、昨年と比べると多少落ちてはいるんですけども、それでも調定そのものが上がっていることを考えれば、かなり頑張った数字かなというふうには認識しております。

また、その中で不納欠損につきましては、執行停止から3年ということで不納欠損になるという要綱がありまして、それに基づくものが一番多くなっております。その理由としましては、これまで執行停止という措置に対しまして、なかなか甲州市としての基準が曖昧であったと。その辺の反省から、令和元年まで遡りますけれども、かなり基準というものを厳しくしたといたしますか、厳密に取りました。その結果、令和元年に執行停止したものの件数自体が少なくなったということがあります。その結果、令和4年に入りまして、ですから、今回の決算の前の年ですね。前の年には、それが3年執行停止で不納欠損になったものが移るわけですけども、当然として数自体が少なくなったということになります。

さらにその後、令和2年からまた執行停止の措置をしたものについては、前年厳しくしたということの中で、恐らく緩めたところが出てくるかと思えます。その結果、令和5年度については、令和4年に対してはかなり多くの不納欠損を出しているというふうな傾向があるということでもあります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 様々なご努力ありがとうございます。

執行停止にもうならないようなことも何かやっぱりされているんですか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

収納担当のほうで直接臨戸をしてお話をするですとか、あとは電話等で相談する等、必ず何かしらの接点を持ちながらなるべく不納欠損に陥らないように努力をしているところであります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） もう一つ、1款6項1目の都市計画税がちょっと収納率が、でもすごく高いと思うんです、98.66%というのも。でも、市税に比べると、やっぱりちょっと98というのはなと思うんですが、これは何か原因があるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

おっしゃるとおり都市計画税につきましては、ちょっと多いかなというところはありませんけれども、都市計画税、平成28年から令和元年まで課税停止した時期がございます。その後、令和2年から課税を再開しておりますので、その時点での経済的に結構厳しいということで執行停止したものが3か年経過をして不納欠損になったという、そういう状況であります。

- 委員長（丸山国一君） ここで暫時休憩いたします。再開を20分といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

改めまして、決算の審査ですから、委員の皆さん、決算に関わる質疑ということをごめて頭に置いて質疑をしていただきたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

中村委員。

- 委員（中村勝彦君） では、質問させていただきます。

14款使用料及び手数料の中で3目の中の菱山営農センター使用料についてお聞きします。菱山営農センターは個別施設計画でも30年に地域移管ということでなっておりますが、令和3年度からは甲州市、市の農林振興課のほうでとなっております。毎年この部分につきましては、来年度には、4年度もそうだったと思うんですけれども、地域への説明をしますというような発言をした中で、この菱山営農センターを続けていたかと思います。

今回1万8,720円という収入済額になっておりますけれども、この利用の内容、どういった内容で使われていたのか。それと、先ほど言われたように地域への説明というのはどのように進んだのかお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ここ近年、非常に低調な数字ではございますけれども、利用の内容としては、市が地元に対して説明する説明会であったりとか、地元の消防団の会議、それからヨガの教室などでございまして、月に一度か二度程度の利用状況でございます。以前は指定管理施設

としてJAフルーツ山梨のほうでやっていただいていたときもありまして、いろいろ需要が高かったときもありました。地域の子どもたちの習字教室とか、それからスポーツ少年団が使っていたものとか、そういった実績もございましたが、先ほども申し上げたように、近年は非常に低調な使用状況であると思います。

施設の計画の中では、確かに地域移管ということになっておりますので、できれば、機会があれば、今年度中にでも菱山地区の区長さんたちにちょっとどんな状況なのか、果たして地域としてこれを必要としていただけるのか、いけないのかというような、ちょっとご意見なんかは聞いてみたいなというふうには考えております。

ただ現状、この使用状況からすると、地域としてどう考えるかというのは、まだ話を落としてみないと何とも言えないのではないかなと考えております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） 確認しました。

いろいろコロナとかもあったので、計画どおりに進まないのかなと思いましたが、またそういった形で進むのであれば、よろしく願います。

あと、1款5項入湯税についてお聞きします。入湯税の内容をお願いいたします。内訳ですね、日帰り、あと1泊、公共からの入湯税と民間からの入湯税、そのような区分で数字が出ていればお願いします。

○ 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

中村委員の質問については後ほど答弁をお願いいたします。

ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 青少年の14款1項6目で体育館等スポーツ施設の実績というのは資料も頂いたんですが、ちょっと私もいつも気にかけているボランティアとかを中心にやっているガールスカウトの活動について、やっぱりこういうところにはのってくるものじゃないので、中央公民館等を利用した実績というのはあるんでしょうか。使用料

を取っているのかどうなのかというところをお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

まず資料請求のあった中で、社会体育施設と社会教育施設でスポ少、その他の青少年団体というところで、今回スポ少の分は資料がございましたので、提出をさせていただきました。ただ、その他の青少年団体という部分では、そういう見方で分類をしておりませんので、資料としてはございません。

6月議会の折にも小林委員からガールスカウトの活動についても今後検討していただきたいというお話もありまして、その時点で状況を課内で各所管する担当に確認しましたところ、ガールスカウトが実績として使用しているものはありません。ただ、活動は西公民館のほうでやっているということで、西公民館だと使用料もかからないということで、そこを使用して活動しているという状況であります。

そのようなことで、ほかのスポーツ施設についても特に実績はございません。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

私がやっていたときは中央公民館の音楽室を使っていたんですけども、今は料金がかからない西公民館に行っているということなので、ぜひスポーツ少年団と同じような対応を今後検討していただけたらと思いますので、これは要望です。

それと、いいですか、続けて。17款1項1目、これ資料を頂いたので、実績報告書だと25ページなんですけど、土地売払収入の内訳というのを頂きまして、どのようにこの売払い価格を出しているのか、算定の根拠等をお伺いできますか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

資料を出させていただきました、これが令和5年度決算全てでございます。

金額の根拠というものでございますが、近傍地、その周りの土地の評価額というものに

一定の率を掛けまして、さらに補正率というものがございまして、計算で出ているものでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 最初にちょっと訂正させていただきます。17款1項1目と言ったんですけども、17款2項1目でした。すみません。

今、周りの土地の評価額に一定の係数を掛けていくということで、何の評価額か伺えますか。例えば不動産鑑定士による評価額なのか、近隣地の取引事例の評価額なのか、固定資産税路線価の評価額なのか、固定資産税評価額を基にしたものなのか、市の用地買収基準額の評価額なのか、どういうものでしょう。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

市の固定資産税の評価額でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 市の固定資産税評価額ですね、路線価ではなくて、固定資産税評価額。

ちょっと宅地のところについて幾つか疑問があったので伺っていきたいんですけども、頂いた資料の1から4番までの熊野地番に対してのこの土地なんですけれども、宅地で、多分なので、相手方を言わないほうがいいですか。言ってもいいんですか。ちょっと確認をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 相手方の名前等は公表できますか。

（発言する者あり）

- 委員（小林真理子君） おおよその場所として、国道411号の大きい通りに面したところですが、ナフコがある向かい側くらいで、ここをちょっと坪単価に直すと3万7,626円で、ちょっと奥まっているから、水道が引いていないから、宅地だけでも評価額が低かったという理由なんですか。でも、固定資産税の評価額だとちょっと財政課だと分からないですね。

（「ちょっと確認だけさせていただきます。休憩を

」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時35分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

ほかの質疑を優先したいと思いますので、調べるのに時間がかかりますので、ほかに質疑があればお願いいたします。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 2つお願いしたいと思っているんですけども、まず最初は14款1項2目ですか、放課後児童クラブ、資料を見させていただいて、放課後児童クラブ入会状況表というのですね。委員会でも放課後児童クラブ、研究し、提言等もさせていただいているんですが、前々から気になっていることが幾つかあって、どのようにお考えかをお尋ねします。

まず、これ5月1日の時点での調査結果なんですよ。定員をどのくらいに見積もるかというところから始まって、この段階での入会の児童数だと。入会の児童数は年間を経るにつれて変化しているんですけども、まずその辺も補足しているかどうかという疑問もあります。それもまず第一。

しかし、その前にそもそもこの定員の設定がなされていながら、入会の児童数がそれを上回るという設定、例えば奥野田児童クラブは最たるものですけども、25名定員に対して倍の50人の児童を受け入れているんです。これは1.6平米という児童に対して1人の面積がどのくらいかという国の基準があるんですが、それを考えて算出しているのかどうか。今まで言われてきた現実には、定員は多めにして、あるいはそれよりも実際受け入れている、経年の中で、1年間の流れの中でだんだんに落ち着くから、それも含めて考えているのかもしれないと思うんですが、しかし、その児童の生活のクオリティを考えると、その辺はもう少し厳密であるべきだろうと思うんですけども、まずその辺をいかがお考えか。先ほどの最初の5月1日以降、経年で例えば夏休み前、夏休み後、最終の年度の終わりの頃で、この定員の実数がどう動いたかも含めて、この定員管理ですね、この辺はどのようにやられていて、どうお考えかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

当初からの定員というか、入所者数の推移なんですけど、当然、入所しまして、定員で申込みした方が毎日利用するということはありませんで、お休みがあったりとか、あと、年度の中で1人で留守番ができることになった、もしくは塾に通うようになったということで退所される方もいらっしゃいます。ちょっと資料のほうには提示はしていないところなんですけど、入所率的に申し上げますと、定員の約66%が全体での利用率になっております。ですので、定員以上、今受け入れているところ、その辺の事情につきましては、なるべく待機の児童がないようにということで、それを優先して児童クラブのほうは受入れをさせていただいております。

先ほど国の基準のほうが1.65平米ということがありましたが、そこをなるべく満たすような状況で受入れをしているところでございます。

以上ですが、よろしかったでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 1つ基本的な質問を一番最初にしたはずですが、経年の中で継続して児童の歩留り、ちょうど今まさに歩留りという言葉でいいと思うんですけども、定員よりも多めに取っておいて、大体その6掛けくらいかというふうな考えがあるとは思いますが、実数の動きがどんなふうなのかを確認されていますか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

当然、児童クラブの使用料を頂いていますので、月々の各児童クラブの申込者数ということは管理をしているところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 課長、そうおっしゃいますと、今ここでその例えば令和5年の夏休み期間中、夏休み後ぐらいですかね、一番の多分キーポイントは。その辺の児童数の実数は表で出るんですか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

資料につきましては、後ほど整理をしましてご提示をさせていただくということでお願いしたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 了解しました。お願いします。

次の点は、これ5月時点の段階で見ると、塩山の南・西・北児童クラブは4、5、6年生は割と、ここで加入しているんですね。そのほか松里、大和、上井尻、玉宮、ずっと少ないんですよ。ですよ。そして勝沼、大和、祝が少し、塩山の次くらいに上級生、4、5、6年生が一緒に加入しているかなというところで、つまりこれよく見ますとね、つまり地域児童クラブで少しく上級生の加入の傾向が違うんじゃないかなと思うんです。これは地域性ということともう一つは、その児童クラブの何ていうのかな、中身、児童にとっての何か魅力とかがあって、この差が出ているのではないかなと。少なくとも松里から塩山の奥野田、あるいは菱山、奥野田くらいですかね。この部分の真ん中辺の児童クラブは明らかに上級生の加入が少ないということに見てとれるんですよ。これは何か、どういうふうになっているのかという分析はしましたか。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

厚生経済のこの委員会から昨年度ですか、児童クラブの在り方、いろいろご指摘をいただきまして、本年8月に児童クラブの利用者に対しましてアンケート調査を実施しております。各児童クラブでどのようなものがそろえば楽しく過ごせるのかとか、いろいろ設問を設けまして、今、分析をしているところでございます。ですので、今、委員がおっしゃるように各児童クラブごとに何が不足なのか、その辺は今後ちょっと分析をした上で、今後その結果に基づきまして、各児童クラブと話をしまして、充実するような方向で検討していきたいと考えております。

- 委員長（丸山国一君） だから、相沢委員、決算についての分析をということで、そういう内容で了解してください。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 了解しました。そのような視点をお持ちだということで安心しました。また該当の委員会のほうでぜひ資料等の提出をお願いします。

二つ目の質問をさせてください。

資料の25ページの4目農林水産業費補助金ということで、私、前から見ていたかなとは思いますが、中山間地農業ルネッサンス推進事業500万円です。ありませんか。25ページの4目農林水産業費……

（発言する者あり）

- 委員（相沢俊行君） 違った資料を見えていますか。内容の、頂いている再案の。そっち

の電子版の。

- 委員長（丸山国一君） ページ数は22ですか。
- 委員（相沢俊行君） 25ページだと思います。25ページ、4目中山間地農業ルネッサンス推進事業500万円。

（「22ページ」と呼ぶ者あり）

- 委員（相沢俊行君） 22ページですか。失礼いたしました。22ページ、500万円。これかなり前から出ていたかなとは思いますが、この中山間地域の農業推進ということで、農福連携等のことを言っているのかよく分からないんですが。これ事業の内容をご説明をお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。
田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。お時間いただきありがとうございます。

もう一度整理をさせていただきます。金額の出し方につきましては、先ほどお答えさせていただきましたが、固定資産評価額10分の7に相当する額に当該旧法定外公共用財産の面積を乗じ、さらに補正率0.5を乗じて算定する、これが基礎になっております。

今の計算方法につきましては、宅地と雑種地の場合でございます。

先ほど近傍地、近隣の土地の評価額という話をさせていただきましたが、資料の1番から4番の近傍地につきましては、1万5,944円で計算をしているところでございます。5番の宅地につきましては2万1,154円、6番、7番につきましては2万9,994円、また、17番、18番につきましては、17番が2万2,000円、18番が1万8,163円と、本当にそれぞれ違う金額といたしますか、評価額で計算しているところでございます。

この評価額の違いについては、今、税でも調べていただいておりますが、その場所等によるものでございますので、それ以上ちょっとお答えすることができないというところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 固定資産税の評価額の出し方はちょっと私にも分からないので、承知しました。

この普通公有財産の土地等を売払う場合というのは、公募というんでしょうか、入札等をつけるのかなとは思いますが、今回入札をかけたものというのは幾つかあるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

この令和5年度決算の中には、入札等で売払いをしたものはございません。開発に係るもの、また民地といいますか、何ていいますかね、個人のお宅の中に入っている公共物の払下げ等が全てでございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） もう一つ確認させてください。

そうすると、こちらから提案したものというのはどのくらい、向こうから申出があったものと仕分はしているんですか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

結論からいいますと、全て相手方のほうからここが欲しいという要望でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。

21と22のこの資料の中の山林がちょっと気になるんですが、山林の相手方が言えないのは分かっています。外国資本なのかどうかというところだけ。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年度9月補正で対応させていただきましたオルビスの森の敷地内に園庭を造る、その土地でございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

それでは、先ほどの相沢委員の質疑に答弁をお願いします。
丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度に限ってのもので、過去からあったというものはちょっと違います。

内容は、JAフルーツ山梨で総合共撰所を新規に備えまして、国道沿いに造ったところ
です。あちらの中などで、あそこだけではないんですが、JAフルーツ管内の中で使用
する荷受けとか販売とか生産とか、そういった成果物の動きを一括で管理できるシステ
ムを国の補助金を使って導入いたしました。それに伴って、それが国の補助金のこうい
った名前の補助金で出るものでございまして、令和5年度限りで整備したものになりま
す。内容は、先ほど申し上げたとおり、簡単にいえばデータの一括、一元的な管理がで
きるということで、荷の動きですとかそういったものが管理できるので、それによって
市場の動向とかを非常につかみやすくなったというところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

ルネッサンスというふうな名前があるので、何かもう少し違う事業の内容を想像してい
ましたが、かなり先進的な中身の事業だということで、ちなみにこれは単年度、令和5
年度でもう地域というか、継続して推進を進め、あるいは何ていいますか、取っていく
というふうな、そういう計画の事業ではないですか。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、システムの整備費に対する補助という意味合いが強いもので
ので、単年度、令和5年度に限ってと。あとはそれを実際に有効活用していきますので、
その運用費などにつきましては、特に継続して補助が出るとか、そういったものではご
ざいませぬ。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者あり）

- 委員長（丸山国一君） 同じ項目ですか。ではそれは確認をして。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 小林委員の質問の中にあつた不動産売払いのことについてですけ
れども、今回のケースでいえば、要望というか、欲しいという申出があつて売却したと

ということですが、基本的に公有地というか、公共の持ち物について売却する場合のルールというのはどのようになっているのでしょうか。例えば今回要望があつて随契というか、欲しい方に直接随契というか、特に公募もしないで売ることですけれども、公募する場合というのもあるということですか。どんなルールというか、仕分でということ、不動産の売払いというものをやるのか伺います。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

先ほど小林委員のご質問にもお答えしたとおり、今回の場合につきましては、要望があったものでございます。

ここ数年、市が土地を売却するというような例はございませんで、その場合には、甲州市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、こういう条例がございますので、それに基ついてやるということになっております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

まだ午後からも予定をしていますけれども、まだ質疑等は継続して行いたいということよろしいでしょうか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

14款1項6目ですけれども、資料を頂きまして、住宅使用料の資料を頂きました。9ページ、土木使用料……

- 委員長（丸山国一君） 14款1項5目土木使用料。

- 委員（佐藤浩美君） 1項5目土木使用料の、失礼しました、住宅使用料のところ、資料を頂きました。それで、市営住宅入居者についての家賃ですとか、公共住宅の入居率の資料を頂きまして、その資料を見ますと、ちょっと1つ疑問と、あと1つ質疑があるんですけれども、1つは、一番下の市営住宅の新井団地、勝沼住宅6号、7号のところが宅数が4件とか10件あるんだけれども、入居件数が3件、9件ですけれども、入居率が100%ということは一休どういうふうに解釈したらいいのかということをもつと伺いたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

そちらの委員さんご質問の住宅につきましては、基本的に最終的に居住者が出ていったときに、そちらの住宅のほうを廃止、解体という計画でおりますので、入居者が退去していく順に数字というのは落ちていきます。空いた部屋に新しい入居者を入れないということで、数字は減っていく一方、入居率については100%が継続されているということです。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） ということはあれですかね、この宅数というところが、例えば新井住宅は4件ではなく3件というふうに解釈をすると、一番左の宅数というのがあって。勝沼6号住宅については9件が使えると。それから7号については10件使えるというふうに考えていいという、そういうふうに見るということですか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今、私をご説明申し上げたのは、減って行って、それ以上入れないということになっていますんで、増える要素はないです。いわゆる例えば今のこちらのお手元の資料でいきますと、3件、9件、10件というのが、例えば来年になって1名ずつ減していくと、2、8、9となって、それで100%となりますので。新しい入居者を取らないということです。以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 質疑の途中ですけれども、ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 先ほどの続きのところをお願いします。

14款1項5目の土木使用料の市営住宅、定住促進住宅の入居者数の表を頂いて、下のほうのところは疑問は解決しました。その頂いた資料の入居率のところですが、令和5年度に料金改定をして、安くしたというふうに思われます。令和6年度の入居率、赤尾住宅は若干上がっていますが、松里、勝沼などはあまり変わっていないように見受けられますが、あえて伺いますけれども、料金改定の率をもうちょっとたくさん安くし

たらいかがかということ、そのようには考えないでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 決算ですから、この数字はこの数字として審査することであって、今後については各常任委員会等を含めてお話をしていただければ結構だと思います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） では、お答えはいいですけども、決算ですから、こういうふう
に料金改定した結果、どのように評価するかということを決算のときに考えるということ
とは大事だと思いましたので、発言させていただきました。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） お手元に令和5年度児童クラブの利用実績数が矢口子育て支援
課長より提出をされておりますので、参照していただきたいと思います。まず、ペーパ
ーベースで提出がありました。

次に、中村委員の質疑について答弁を求めたいと思います。

飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） 中村委員の入湯税に関するご質問につきまして、お答えいた
します。時間がかかりまして、申し訳ありませんでした。

入湯税につきましては、日帰りのお客さんで75円、宿泊に関するお客さんで150円を徴
収しております。公共の施設につきましては、日帰り客12万3,564人で、金額は926万
7,300円、宿泊につきましては、人数が1万793人、金額が161万8,950円であります。また、
民間の施設につきましては、日帰り224人、金額として1万6,800円、宿泊のお客さんにつ
きましては1万7,323人、金額として259万8,450円、合計で1,350万1,500円となります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員、よろしいでしょうか。

どうぞ。

- 委員（中村勝彦君） 公共施設のほうの利用の入湯税というのはどう計算、どこどこ
を足したら良いですか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

公共ですので、市内の大菩薩の湯、天空の湯、天目山温泉、ぶどうの丘、ぶどうの丘は
先ほど天空の湯で申し上げました……

（発言する者あり）

- 税務課長（飯島 泉君） 以上になります。
- 委員長（丸山国一君） 合計は言ったよね。もう一度。
飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 失礼いたしました。
公共施設に関する金額としましては、全て合計でよろしいでしょうか。1,088万6,250円
であります。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。
高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） ただいま14款の1項2目のところで利用実績人数というのも出て
まいりましたので、ちょっとお聞きしたいんですけども、当初予算で1,804万7,000円と
いう数字が出ております。これは先ほどの最初のデータでもらいました児童クラブ入会
状況表の定員で算出した数字ですか。、ちょっと確認ですが、課長、分かりますか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。
当初予算につきましては、まず児童クラブの定員数及び前年度の最終年度の利用者から、
それとあと新規に入所する数を見込みまして、当初予算のほうを算定しております。
- 委員長（丸山国一君） 高畑委員。
- 委員（高畑一幸君） ということは、当初予算の算定をしまして、前年度の過年度分の
使用料も含まれているということで、入会児童数の割合で調定額1,714万4,750円という数
字が出ましたが、収入未済額が14万5,000円とございます。これは何人ぐらいの減員があ
るのか、ちょっとお聞かせ願えますか。場所等は結構ですから、トータルで何日使用と
か、そういう細かいところもあるかもしれませんが、分かる範囲で教えてください。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをさせていただきます。
まず現年分、令和5年度の発生分なんですけど、全体で9万6,000円、人数にしましては
12人になります。主立った原因は、転出により納付のほうを失念したというような状況に
なっています。
なお、この9万6,000円分につきましては、本年度の10月の児童手当から一応回収の予
定ではございます。
あと、滞納繰越分が4万9,000円ございまして、こちらは5人分になります。こちらに

つきましても未収金を発生させないというようなことで、滞納者へ電話等催促を行うというような対応を取る予定でございます。

以上になります。

○ 委員長（丸山国一君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 的確なご答弁いただきまして、これがですね、本当に子どもたちの放課後の安全安心ということで、我々も見守っていかなければならない事案だと思いますので、この決算認定、よくしっかりやっただいていてということを改めて認識をさせていただきました。本当にご苦労さまでございます。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 14款1項6目の先ほど小林委員の質問の中にもありました教育使用料で、スポ少の使用分ということでは資料を頂いています。それは、これが今、無料ということになっていくということなので、それが無料化されていくということだというふうに理解しているんですが、一般質問でも要望があったように、ガールスカウトだけではなくて、青少年でも文科系の団体等が登録をされて、存在しているのかということで、それについてもある程度というか、支援が必要ではないかというようなお話も出ましたけれども、文科系の団体等で把握されているところがあるのか、それについて伺います。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

文科系の青少年が関わる団体ということでいきますと、先ほど小林委員のときにもお答えしたガールスカウトの活動は承知をしておりますが、それ以外の団体については承知をしておりません。今後そういった活動団体等が出てきましたら、その時点において使用料等についてどのような扱いをするか検討していきたいというふうに考えています。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） これは要望ですけれども、生涯学習課とか、僕も一般質問で健康増進とか介護予防とか、いろいろな面で公共の施設を使って体を動かしたり、頭を使ったりということを活性化するために市民の活動が活発になっていくということはいいことだと思いますので、使用料等で利用が制限されたりとか、そういうことがないようにぜひ市民団体等にも広げていろいろ配慮を考えていただければなというふうに思います。

それは要望させていただきます。

次の質問いいですか。

- 委員長（丸山国一君） どうぞ。
- 委員（飯島孝也君） ふるさと納税です、19款1項1目の基金繰入金の中で、ふるさと納税の充当額の一覧等の資料は頂いているんですけども、中でも大日影トンネルの遊歩道補修事業について、充当の内訳の資料を頂いていますが、この中で、クラウドファンディングでのお金の集め方によっても、この内訳が変わってきたことになると思うんですが、このクラファンの評価というか、結果についての評価も含めて、この大日影トンネルの遊歩道補修事業についての財源の中身について、どういうふうの結果を捉えているかお尋ねいたします。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。

大日影トンネル遊歩道の財源内訳、資料提供をさせていただいてございます。総事業費3億2,925万6,400円に対しまして、地方債が2億3,110万円、あと、クラウドファンディング型のふるさと納税寄附金が2,110万4,000円、ふるさと支援基金の繰入金6,000万円、一般財源が1,705万2,400円という内訳でございます。

まず、クラウドファンディングにつきましては、この事業をやるに当たりまして目標設定をさせていただいてございますので、そのほぼ満額が入ってきたということで充当させていただいております。

地方債につきましては、有利な地方債を充てさせていただいて、一般単独で交付税等はないですけども、これを充てさせていただいていると。

あと、ふるさと支援基金につきましてもメニューに沿った充当ということで6,000万円、その他一般財源出ておりますけれども、この事業をやるに当たりましては、最善の財源を適用したのかなというふうには認識をしておるところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） クラウドファンディングは目標額に達したということで、これ目標額達して、実際にこれもっと集まっているという形に、クラウドファンディングは目標額を超えて集まっている形になっていますか。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） ふるさと納税の担当ということで、うちのほうからお話をさせていただきます。

ふるさと納税については、大日影トンネルの維持管理改修ということで、目標額が2,350万円で、昨年11月2日から募集を開始したところがございます。当初の2,350万円を12月6日の現在で2,406万円の金額を超えたところでストップをさせていただきました。返礼品の中に基本的にシャインマスカットをメインに入れてありますので、多分、無天井のまま1億円も2億円も本当は集まったのかなと思いますけれども、目標設定額の2,350万円を超えたところでストップをさせていただいております。

返礼品についてはほぼ99%がシャインマスカットと巨峰だけでありまして、観光課のほうで作った大日影トンネルの記念ワインが3本、あとは全部シャインマスカットというところですので、クラファンをやればお金は集まりますけれども、基本、ネットショッピング感覚なので、シャインマスカットでクラファンをすればお金が集まるかなという分析をさせていただいております。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） ありがとうございます。クラウドファンディングも事業に興味を持ってということではなくて、返礼品ということで、集まりやすいという現実というようなことが分かりました。ありがとうございます。

続いていいですか。粗大ごみの回収量実績ということで、14款の衛生手数料ですが、これは粗大ごみの回収分ということで、これが全額ということになっていますが、粗大ごみと、事業を実施されてもう経過していますけれども、目標、ある程度の見込みというものに対しての実績ということでいえば、評価としてはいかがになっているかお尋ねします。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えさせていただきます。

粗大ごみのこちらの拠点回収ということで手数料を負担をいただきながら拠点回収、昨年実績とすれば32回実施をさせていただいております。こちらについては、回収量は年々減少傾向にございますので、こちらの拠点回収そのものが回収場所が甲府・峡東グリーンセンターのほうになってしまっていて、なかなか行きづらいというところもあって、暫定的に実施をしている事業というふうに把握をしております。こちら実績等を見なが

ら、市民の方の利便性を考慮しながら今後もこちらの実施の規模、回数等を確認をしながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） すみません、ある程度、粗大ごみの方法については議会でも議論になったりとかしているところがあって、改善が必要ではないかというような話も上がっていたと思うんですけども、ある程度、今のやり方がベストということであれば、決算上に表れているものがいわゆる見込みについても満たされたものでなければならぬと。ある程度、今のやり方でこれぐらいの見込みがあるだろうということでは予算を歳入として組み、そして結果、決算としてなっているというふうに思うんですが、その当初の見込みと現在のこの決算での結果というところで考えると、どういうふうに評価できるかということ、やり方についてとかも含めてどうお考えになっているかということをお尋ねしたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、実際、その前年よりも昨年、回数を減らしていただいております。今年度また既に回数を減らした形で実施をさせていただきます。こちら粗大ごみにつきましては、出てきた量でその手数料を頂くという形ですので、こちらで出てきた量で実績を伸ばすということはちょっと想定はしていませんけれども、市民の皆様が粗大ごみ処分に当たって不都合なような実施方法という形で、今後も現状継続はしていくんですけども、周辺の受入れ体制、そういったものを考慮しながら、こちらのほうをどの形で定着させていくのかというのは考えていきたいというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 実績というのは結果としてということなのかもしれませんが、不法投棄ですとか、あと家の中に粗大ごみとして、例えば拠点回収の方法がマッチしていないとしたら、家の中に残したままにしておくとか。なかなか先ほど課長が答弁されたように、峡東クリーンセンターのほうに、今までは塩山のほうにあったんですけども、それがなくなって、峡東クリーンセンターのほうとなると、なかなか高齢の方とかは持っていけないということで、拠点回収ということでやった。それで方法につい

ていろいろ議論があったと思うんですけれども、年々下がっているという実績ということを見ると、果たしてごみの量が減っていると思って評価されているのか、そこら辺をまず聞いてみたいなと思いますし、減っているという結果というのは、本当に今の拠点回収のやり方でしっかりこれが実績として適当なものなのかというふうに評価されているということですか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えさせていただきます。

こちら回数につきましても、昨年やって予約をいただいて、そちらで収集をするというやり方をさせていただいております。前年度実績において、予約等で回収実績がなかったところ、そういったところは回数を調整をさせていただいているところですので、今後、こちらの制度も大分定着はしてきていると思っております。その中でごみの搬出量が減っているという形ですので、私どもとすれば、ごみはある程度、処理すべき粗大ごみが減ってきているというような判断をしております。

あと、今後、中間処理施設という形で、民間の方の調整も進んでおりますので、そういった受入れ先というのにも検討しながら、こちらのほうの実施というのを考えていきたいというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 今、中間処理施設について検討が進んでいるみたいな話は、また委員会のほうでやっていただければと思いますが、決算で振り返ったときに実績が減っている、回数も減っている、全然拠点回収でも機能していないところがあって、拠点回収の場所ですとかも変えたり、回数も減らしたりということで、それが果たして本当に粗大ごみの回収を有効にしているかということにつながるかということ、それはもう一度ぜひ課の中でも検討していただきたいと思います。ごみの量が減っているという評価は決してできないと思いますので、回収をむしろできていないと、処分すべきものをできていないというのがちょっと裏返しに僕はあるような気がします。それがいつか放置とか、不法投棄とか、そういうことにもつながらないように、やはり市民の実態もよくつかんで、今のお話はそういう評価ですけれども、ぜひ実態を踏まえてやり方ということを考え直していただきたいと思いますし、不断の改善をお願いしたいと思います。要望です。答弁は結構です。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） ふるさと納税の使い道について、充当先を公開したほうがいいのかというのを一般質問でちょっと言ったんですけれども、何かこれは、令和4年度、令和3年度は使い道のご報告というのが載っていたんですけれども、充当先について公開すると、何か不都合があるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

小林委員のほうからも充当先の公表という話は伺っているところでございますので、特に不都合等はございませんので、今検討しておりますので、また改めてご報告をさせていただきますが、ホームページのほうで公表させていただくことになろうかと思えます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 都市計画税とか、あと入湯税も決算の資料と一緒に同じページで、段々入ってきておりますので、ふるさと納税もこの中で見ることもできたり、あと、ふるさと納税の市のホームページでも、結構深いところへ入っていかないと、その使い道のご報告までたどり着かないので、もう少し市民の皆さんの目につくところに、甲州市のふるさと納税はこれだけで、こういうことができましたというのは、充当しているものとして、やっぱり一目で分かるところに置くほうがいいのかと思います。

あと、ちょっと今、ふるさとチョイスを見ていたら、ふるさとチョイスにも使い道の報告というのが今、空欄、なしという状態になっているので、こういうところをしっかりと、集めるだけではなくて、集めた後、こういうものに充当しましたというのはご報告は必要だと思うので、よろしくをお願いします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） たばこ税も目的税になるかと思うんですが、前に、ちょうど令和5年だと近隣市がPay Payキャンペーンを組んでいて、市内でたばこを買う方が市外に逃げていったと、市内のたばこを販売している方から聞いたんですけれども、やっぱりたばこ税、少し減少、すみません、数字を比べていないのでちょっと分からないんですが、前年と比べるとどうなんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島税務課長。

- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、たばこ税につきましては、令和4年と令和5年を比較しますと、令和5年のほうが調定額が減っております。収入済額の増減と一致しますが、金額として321万7,000円ほど減額をしております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） このPay Payキャンペーン、やっぱり致し方ないですね。甲州市の場合は商品券で地元還元でしたし、健康増進のことを考えたら、たばこではなくて違うものを、たばこは駄目ということになっていましたので、これは健康増進を推進していくという観点からはいいかなとは思いますが、この市のたばこ税についても用途を公開していくようなやり方をちょっと検討していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 先ほどからこのふるさと納税寄附金のことですね、18款寄附金、2目のふるさと納税寄附金のこと、それからその後の基金のことについてもお伺いしておりますけれども、令和5年度の決算で36億9,000万円超えということで、鈴木市長になってからこの5年間で7億円から36億9,000万円ということなので、非常に毎年好調に伸ばしてきております。令和4年度が31億4,600万円ほどですから、まずふるさと納税寄附金の好調な原因、要因というのはどのように分析されているか、令和5年度、分析されているのかというところをお伺いいたします。
- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。
- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

ふるさと納税については、先ほど議長が言われたとおり令和元年の7億9,000万円弱から36億9,000万円まで約4.7倍となっております。金額のほうについても、昨年度の全国上位100のうちの49位です。県内だと4位、全国で49位、金額的にはやっぱりふるさと納税の果実が、ほぼ果実が9割を占めていまして、そのうちの約7割がシャインマスカットでありますので、果物で勝負している市なのかなと分析をしております。

山梨市のほうは去年43億円で、うちが36.9億円で、笛吹市は去年より大幅減の28億円ということで、峡東3市で100億円は超えていますけれども、富士吉田市の88億円とかありまして、3市の人口減少と一緒に奪い合いなのかなと。業者さんもかぶっていますし。

その中でもうちが伸ばしているのは、やっぱり業者のところに足を運んで密に連携を取っていますということを前の議会の一般質問でもお答えさせていただいたとおりで、業者との信頼関係があつて、コスト、金額が伸びているとも思っております。

分析としてはその2点ですかね。果物が豊富と、業者との密な連携の2点に尽きると分析をしております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 全国でも49番目に選ばれている自治体ということで、非常に誇らしく私も感じているところですが、寄附金事業のことにしましてはね、歳出でお伺いしたいと思いますけれども、こうして5つの項目に対して納税寄附者から項目ごとということでありまして、頂いた資料の中で、ふるさと支援基金のほうになりますけれども、19款の繰入金で、基金繰入金の中で年度中に積み立て、取崩しも行っていくというところで、基本的に令和5年度で支出というのは令和4年度の積立額を基にそれぞれの事業に振り分けているというところですが、前にも申し上げたとおり、これまたまなのか、本市の場合、もちろん将来を担う子どもたちの健全育成のための事業寄附金というのが一番寄附の割合が高いんですけれども、この豊かな自然の保護と美しい景観形成のための事業というところに昨年度に関しては10億円を超える寄附をいただいているという中で、ただ、4年度の寄附額の割合としては24.9%に対して取り崩した額が13.4%ということなので、納税者が意図していることに対してはちょっとその割合が低いのかなど。的確な目的があつて事業は組まれているかと思うんですけれども、全国のファンからしてみると、そこに対してもう少し事業を充てていっていいんじゃないかというような結果というようにも捉えることができると思います。

この取崩しの割合については、あくまでもその条例にのっとつてということでありまして、今後こういったところは数字上で改善をしていこうとか、また、政策調整の中でももう少し景観形成、世界農業遺産の件もあります。そういったところに充てていこうとか、そういう考えを持たれて5年度も取り組んでおられたのかということをお伺いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今、議長がおっしゃったとおりでございまして、項目ごと見れば、寄附率というんでし

ようか、寄附の割合というんでしょうか、と充当の割合が若干開きがあるものもあるというのも事実でございます。これにつきましては、現状やっている事業等も含めて、こういう充当になってしまっているのかなというのが私が思っているところでございますが、飯島委員からの一般質問等もございましたけれども、新しい事業等の立案等も含めて、今後研究していかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

いずれにいたしましても、寄附者の意向というのを大事にしながら、今後は事業の充当を行っていかねばいけないというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 了解いたしました。前にも一般質問で申し上げましたけれども、寄附者にとってよし、それから、納税事業を扱っている人にとってもよしだし、恩恵を受ける市民にとってもよいというのを先ほど小林委員が申されたとおり、各ステークホルダーに対して、ちゃんとお説明ができる状況、それから情報発信できる状況ということでお願いをしたいと思います。

あともう一点よろしいですか。

市債のことで、午前中に10目の借換債のことでお伺いしておりましたけれども、合併特例債を平成24年、25年に起債してということで、去年も決算委員会のおきにお伺いしましたけれども、この借換えについて、基本的に、ハード事業に充てた場合ですと、その耐用年数に合わせて借換えをしていくという考えも持たれると思うんですね。10年で5年借換えて15年という、先ほどご説明ありましたけれども。この平成24年、25年の合併特例債において、借換えをしたこの起債時の内容等、説明できる内容がありましたらお願いしたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

今回の借換債につきましては、実績報告書にありますように、平成24年の合併特例債の借換え、また、平成25年度の同意いただきました合併特例債の借換えほか1件というようなことになってございます。

当時、合併特例債を充当した事業の内容ということでございますけれども、中央公民館リニューアル事業ですとか、あとは学校給食センターの建設事業、あとは防災行政無線

のデジタル化の整備事業等、大きな事業への充当をしているところでございます。

以上でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 平塚議長。

○ 議長（平塚 悟君） 承知しました。

本市にとっては、10年前の決断をしなければならぬ事業にちゃんと充当して、それに対して据置きなしで借換えをするということで承知いたしました。

合併特例債は多分、今後はだんだん減ってくると思うんですけども、起債、またそれから借換えの際には、このハードの耐用年数とかそういったところもちゃんと調べた上で、調べていただいていると思いますけれども、確認をした上で償還期間を確保して借換えをしていただきたいと、改めて要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（丸山国一君） 歳入全款の質疑を打ち切ります。

以上をもって、本日の審査は終了いたしました。

明日から各分科会において、歳出についての審査となりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまです。

副委員長の挨拶をお願いいたします。

○ 副委員長（矢崎友規君） 連日お疲れさまでございます。当局におかれましてもご説明ありがとうございました。明日から分科会が始まりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午後 1時39分〕